

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成25年3月28日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第3号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（不納欠損の整理） 第28条 収支等執行者は、収入について法令の規定に基づく時効の完成、<u>債権の消滅等</u>により欠損処分をしようとするときは、直ちに当該収入について収納ができない理由等を明らかにした書類により、企業長の承認を受け、不納欠損として整理しなければならない。</p>	<p>（不納欠損の整理） 第28条 収支等執行者は、収入について法令の規定に基づく時効の完成<u>又は徴収権の消滅</u>により欠損処分をしようとするときは、直ちに当該収入について収納ができない理由等を明らかにした書類により、企業長の承認を受け、不納欠損として整理しなければならない。</p>
<p>（入札及び契約の手続） 第104条 （略） 2 （略） （1） （略） （2）<u>委託契約（保守点検等含む。）のうち設計金額又は積算金額が1件100万円を超えるもので電子入札によるもの</u> （3） （略） 3・4 （略）</p>	<p>（入札及び契約の手続） 第104条 （略） 2 （略） （1） （略） （2）<u>測量・建設コンサルタント等の委託契約のうち設計金額又は積算金額が1件100万円を超えるもので電子入札によるもの</u> （3）<u>委託契約（測量・コンサルタント等に係る委託契約を除く。）のうち設計金額又は積算金額が1件100万円を超えるもので電子入札によるもの</u> （4） （略） 3・4 （略）</p>
<p>第105条 <u>削除</u></p>	<p><u>（決定通知書）</u> 第105条 <u>事業管理部長は、前条第4項の規定により入札及び契約の手続を行ったときは、入札及び契約の手続の依頼のあった収支等執行者に決定通知書を送付するものとする。</u></p>
<p>（契約履行の確保） 第125条 （略） 2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合<u>又は当該検査に係る契約の契約金額が1件150万円以下であるとき若しくは当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは</u>、納品書、</p>	<p>（契約履行の確保） 第125条 （略） 2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合で、<u>かつ、当該検査に係る契約の契約金額が1件150万円以下であるとき又は当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは</u>、納品</p>

<p>工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上記名押印してこれに代えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(流用) 第132条 経営管理部長は、予算の流用を必要とするときは、流用の伺いにより、項の金額については副企業長の決裁を受けて行うものとする。なお、<u>目</u>の金額についての決裁は、経営管理部長限りとする。</p> <p>(予備費の充当) 第133条 経営管理部長は、予備費の充当を必要とするときは、予備費充当の伺いにより、<u>副企業長</u>の決裁を受けて行うものとする。</p> <p>(決算の総括) 第138条 経営管理部長は、決算に関する事務を総括し、翌事業年度の<u>5月末日</u>までに地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地企法」という。）第30条第1項の決算に関する書類（以下「決算書」という。）を作成し、企業長に報告しなければならない。</p>	<p>書、工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上記名押印してこれに代えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(流用) 第132条 経営管理部長は、予算の流用を必要とするときは、流用の伺いにより、項の金額については<u>企業長、目の金額</u>については副企業長の決裁を受けて行うものとする。なお、<u>節</u>の金額についての決裁は、経営管理部長限りとする。</p> <p>(予備費の充当) 第133条 経営管理部長は、予備費の充当を必要とするときは、予備費充当の伺いにより、<u>企業長</u>の決裁を受けて行うものとする。</p> <p>(決算の総括) 第138条 経営管理部長は、決算に関する事務を総括し、翌事業年度の<u>5月20日</u>までに地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地企法」という。）第30条第1項の決算に関する書類（以下「決算書」という。）を作成し、企業長に報告しなければならない。</p>
---	---

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。